

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 140万円

1 補助事業の概要

地域・まちなか商業活性化支援事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定め、補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアル等によれば、補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定日以降に発生(発注)したものであるとされている。

三鷹コラル商店会及び三鷹商工会は、平成28年度に、外国人旅行者招致に関する戦略立案、それに基づく商店街全体の活気向上等を図るために、外国人対応に向けた調査分析を外部のコンサルタント会社に委託して行う事業を事業費626万円(補助対象事業費580万円)で実施したとして、関東経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金386万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

上記のコンサルタント会社は、受託した業務の一部を交付決定日である28年10月31日より前の同年10月1日に他の事業者に発注し、226万円をその経費として計上していた。そして、三鷹コラル商店会及び三鷹商工会は、このうち210万円を委託費として補助対象事業費に計上していた。

したがって、交付決定日より前に発生した経費である上記の210万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額140万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 <所在地>	補助事業等	年度	事業費 〔補助対象 事業費等〕	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 補助対象 事業費等	不当と認める 国庫補助金等 相当額
関東経済 産業局	三鷹コラル商 店会 三鷹商工会 <東京都三鷹 市> (事業主体)	地域・まちな か商業活性化 支援	平成 28	円 626万 (580万)	円 386万	円 210万	円 140万